



第二期室蘭市子ども・子育て支援事業計画【概要版】

1. 計画策定にあたって

① 背景と趣旨

室蘭市では、平成 26 年度に第一期となる「室蘭市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、幼稚園や保育所などの教育・保育に必要な量の見込み、利用者支援事業や一時預かり事業などの地域子ども・子育て支援事業に必要な量の見込み、子育て施策の方向性などを決めました。

第一期の計画期間においては、認定こども園の施設整備や利用者支援事業の開始、一時預かり事業の実施箇所の拡充などを行い、地域の実情に応じた質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が総合的かつ効率的に提供されるよう、様々な施策を計画的・総合的に推進してきました。

今後においても、様々な状況の変化があるかもしれませんが、子どもの利益が最大限尊重され、子どもが健やかに育まれるとともに、すべての人が安心してゆとりを持って子どもを産み育てられるまちづくりを社会全体で支える方向性は、引き続き推進することが求められます。

そのようなことから、第二期となる室蘭市子ども・子育て支援事業計画においては、第一期の事業計画を引き継いだ内容として策定するものとしています。

② 計画期間

本計画は、平成 27 年度から平成 31 年度の第一期計画後の令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間で計画期間とします。

2. 室蘭市の子ども・子育てを取り巻く環境と主な課題

① 人口・世帯の状況

- ◆ 少子高齢化が進み、人口は今後も減少すると予想され、令和 27 年には 4 万人台まで減少すると推計されます。
- ◆ 世帯数は減少傾向で、核家族化が進んでいます。
- ◆ 合計特殊出生率は平成 22～24 年、平成 27 年、平成 29 年は全国平均を上回りました。

② 保育所・幼稚園の状況

- ◆ 認可保育所の利用児童数は、増加傾向にあり、3 歳未満児の利用割合も高くなってきています。定員数は、平成 22 年の 890 人から、平成 31 年に 969 人まで増加しています。平成 28 年以降、利用児童数が定員数を上回っている状態が続いています。
- ◆ 私立幼稚園の利用児童数は、平成 24 年以降、減少傾向にあります。定員数は、平成 22 年から、若干減少傾向にあります。平成 31 年の定員に対する利用児童数は 54.2%の利用にとどまっています。
- ◆ 全体では、平成 22 年から平成 31 年までに利用児童数が約 100 人減少しています。

③ 主な課題

■ 幼児期の学校教育・保育の総合的な提供

- ① すべての子どもに対する質の高い教育・保育事業の提供
- ② 教育・保育を担う人材の確保・育成
- ③ 幼児期における同年齢や異年齢の子どもと主体的に関わる機会の確保
- ④ 待機児童の解消
- ⑤ 発達障がいを含む特別支援の充実



■ 地域のニーズに応じた多様な子育て支援の充実

- ① 将来的な教育・保育事業のニーズ量を踏まえた供給体制の整備
- ② 子育て支援サービスの適切な対応

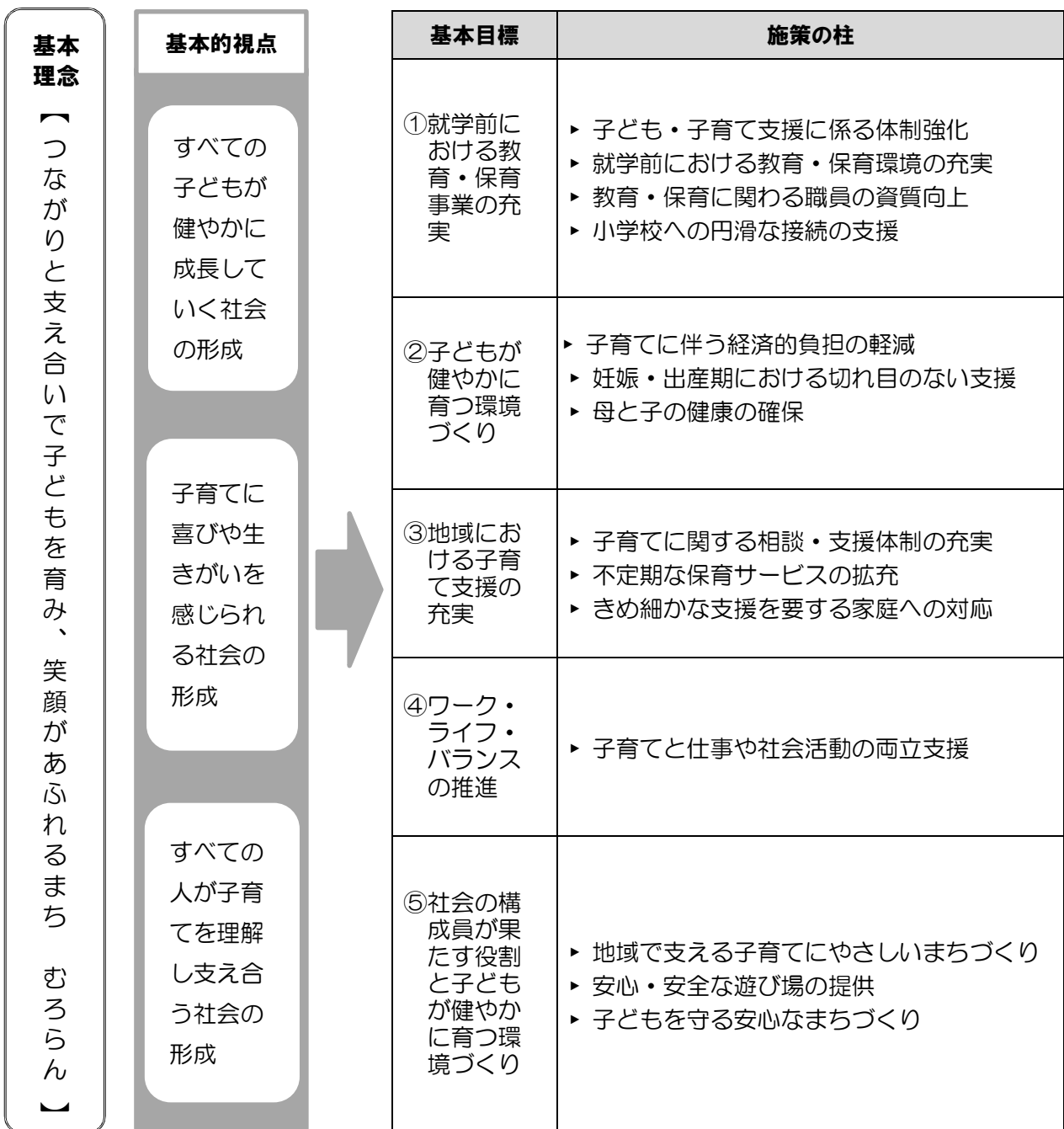
■ 家庭・地域の子育て支援の充実

- ① 妊娠・出産期から子育て期まで切れ目のない支援
- ② 育児疲れなどに起因する児童虐待の防止
- ③ 子どもの育ちに応じたきめ細かな情報提供
- ④ 小学校への円滑な接続



3. 基本的な考え方

第一期室蘭市子ども・子育て支援事業計画を引き継ぎながら、子ども・子育て支援の施策について、次のように方向性をまとめます。



4. 教育・保育と地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保

子ども及びその保護者の教育・保育の利用状況などを踏まえ、教育・保育提供区域ごとに均衡の取れた教育・保育の提供が行えるよう、小学校就学前子どもの数の推移、教育・保育施設の配置状況及び地域の実情等を考慮し、子どもの認定区分ごとに量の見込みやその実施時期を以下のように設定します。

① 教育・保育施設

提供区域：1区域	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
(1) 1号認定 3歳以上で幼稚園等を希望	865人	838人	776人	749人	721人
(2) 2号認定 3歳以上で保育所等を希望	519人	503人	465人	450人	432人
(3) 3号認定 0歳で保育所等を希望	64人	64人	64人	64人	64人
(4) 3号認定 1・2歳児で保育所等を希望	343人	343人	343人	343人	343人

② 地域子ども・子育て支援事業

各事業における性格から「室蘭市全域」を区域設定とします。

事業区分（11事業）	提供区域	考え方
① 利用者支援事業 子どもまたは子どもの保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行う事業	市内全域	現状の提供体制・利用状況を踏まえ、市内全域を1区域として設定する。
② 地域子育て支援拠点事業 公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を行う事業		
③ 妊婦健康診査 妊婦が定期的に行う健診費用を助成する事業		
④ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業） 生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握、相談・助言等を行う事業		
⑤ 養育支援訪問事業 養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助等）を行う事業		
⑥ 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ） 保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設などにおいて養育・保護を行う事業		

事業区分（11事業）	提供区域	考え方
⑦ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） 児童の預かり等を希望する依頼会員と、援助を行うことを希望する提供会員との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業	市内全域	現状の提供体制・利用状況を踏まえ、市内全域を1区域として設定する。
⑧ 一時預かり事業 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児または幼児について、保育所その他の場所において、一時的に預かる事業		
⑨ 時間外保育事業（延長保育） 通常の利用時間以外の時間等において、保育所等で保育を行う事業		
⑩ 病児保育事業 病気または病気の回復期にある乳幼児や児童について、病院・保育所等に付設された専用スペース等で一時的に保育を行う事業		
⑪ 放課後児童健全育成事業（スクール児童館等） 共働き家庭など留守家庭の小学生に対して、放課後に適切な遊び、生活の場を提供し、その健全育成を図る事業		

計画では、設定した「量の見込み」に対応するよう、事業ごとに地域子ども・子育て支援事業の確保の内容及び実施時期を設定します。

また、提供体制については、乳幼児期の発達が連続性を有するものであることや、幼児期の教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることに十分留意し、教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互の連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校との連携についての基本的考え方を踏まえ、室蘭市におけるこれらの連携を推進します。



第二期室蘭市子ども・子育て支援事業計画

発行：室蘭市保健福祉部子育て支援課

〒051-8511 北海道室蘭市幸町1番2号

TEL 0143-50-5101 FAX 0143-25-2401

ホームページ <http://www.city.muroran.lg.jp>

E-mail kodomo@city.muroran.lg.jp

概要版